

伊勢崎市情報公開審査会

(答申第8号)

◆諮問第8号 情報公開制度の見直しについて

情報公開制度の見直しについて

～ 答 申 ～

平成22年1月

伊勢崎市情報公開審査会

目 次

答申に当たって	1
答申内容と考え方	
1 情報公開の総合的な推進	3
2 職員の研修	4
3 公開請求の対象となる行政情報の範囲	5
4 請求権者の範囲	6
5 ファクシミリ、電子メール等による公開請求	7
6 公開請求書の記載事項の補正	8
7 公開の実施	9
8 電磁的記録による公開	10
9 手数料	11
10 不服申立てにおける諮問等の期限	13
11 情報公開審査会の役割・組織	14
12 適用除外の行政情報	15
参考資料 1 諮問書	16
参考資料 2 パブリックコメント手続の結果の概要	17
参考資料 3 伊勢崎市情報公開条例	19
参考資料 4 伊勢崎市情報公開条例施行規則	30

答申に当たって

1 はじめに

本市では、伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 17 年伊勢崎市規則第 13 号。以下「規則」という。）に基づき、市民からの行政情報の公開請求に対して適切に対応するとともに、公開請求の対象となる行政情報の適正管理の徹底に努めていますが、条例の全面的な改正を行ってから 3 年が経過しました。その間、市民の情報公開制度に対する関心も高まっており、行政情報の公開請求の内容、市民の制度運用に対する要望も多様化してきています。さらに、本来の目的にそぐわない形で情報公開制度が利用される事例も目立つようになってきました。

また、公文書等の管理に関する法律（平成 21 法律第 66 号）が平成 21 年 7 月 1 日に公布され、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。

このような状況において、情報公開制度は、今後、市民と行政との協働によるまちづくりの推進に、より効果的に寄与するものとしての確に機能することが求められることから、当審査会が市長から「情報公開制度の見直しについて」の諮問を受けました。

そこで、情報公開制度の基本的なあり方や条例において改正すべき事項について鋭意検討を進め、平成 21 年 12 月 10 日付けで中間答申を行いました。

市では、この中間答申の内容、趣旨等を踏まえ、情報公開制度の見直し（案）に関するパブリックコメント手続を同年 12 月 18 日から平成 22 年 1 月 20 日まで実施し、6 名の方から延べ 13 件のご意見やご提案をいただきました。

当審査会としては、中間答申の後も引き続き、情報公開制度の見直しについて審議を行い、市民の方々からお寄せいただいたご意見やご提案の内容を参考に中間答申の内容を見直し、最終的な答申としてまとめさせていただきました。

市におかれましては、本答申の内容に基づき、市民の視点に立って情報公開制度の充実に向けて積極的に取り組まれるよう要望いたします。

2 情報公開制度の見直しに当たっての基本的な考え方

当審査会では、次に掲げる基本的な考え方に基づき、現状の情報公開制度における運用上の課題とその対応を中心に、条例の見直しの必要性も含め、情報公開制度の見直しについて審議しました。

(1) 説明責任の徹底

情報公開制度は、本市の保有する行政情報の公開を請求する権利を具体化するものであることはいまでもありません。他方、市民から市政を信託された市には、市民に対してその諸活動の状況を明らかにして、これを説明する責任があり、情報公開制度は、市がこの説明責任を果たすために重要な役割を担うものです。

さらに、情報公開制度は、市政運営の根幹に関わるものであり、近年、制度を適正に運営することは、市民と市との信頼関係を構築する上で非常に重要な手段となってきました。

そこで、市民に対する説明責任を十分に果たすため、原則公開の趣旨をより一層徹底することはもちろん、情報提供や情報公表の施策を積極的に推進し、行政情報の公開請求によらないで、市民が市政に関する情報（以下「市政情報」という。）を容易に入手できる環境を整備することも市民参加の市政運営を推進する上で重要となります。

(2) 分かりやすく利用しやすい制度の再構築

情報公開制度は、利用する市民にとって分かりやすいものでなければならず、現行条例の見直しに当たっては、この点に留意して規定を整備する必要があります。

また、市民が利用しやすい制度とするため、行政情報の公開請求や公開の実施の方法、公開請求の対象となる行政情報についても現行条例を見直すとともに、情報化の進展状況等を勘案し、請求者の利便性を考慮して可能なものから順次対応していく必要があります。

なお、今回の見直しでは、公開、非公開等の基準を定める規定（条例第7条第1項各号）等を審議の対象とはしませんでした。これまでの運用状況を踏まえ、実施機関の便宜上の問題として捉えるのではなく、市民に分かりやすく、実用的なものとなるよう現行条例を見直すことも検討する必要があります。

(3) 情報公開制度の基本原則の維持

現状の情報公開制度における運用上の課題に対処するために、請求権を制限したり、特定の行政情報を条例の適用除外としたりすることは、情報公開制度の趣旨を損なうものとなります。

そこで、審議に当たっては、現状の情報公開制度における運用上の課題を踏まえ、現行の情報公開制度の基本原則を維持しつつ、制度全般の見直しを行うことを前提としました。

平成 22 年 1 月 29 日

伊勢崎市情報公開審査会

答申内容

実施機関の責務として、情報提供及び情報公表の施策に積極的に努める旨を条例で明記すべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第1条（目的）、第3条（実施機関の責務）、第28条（情報公開の総合的な推進）

【答申の考え方】

現行条例は、「行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与する」ことを目的としている。

市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加の市政運営を推進していくためには、市民と行政との情報の共有が不可欠である。また、市政の諸活動を市民に説明する責務は、行政情報の公開を請求する権利の行使の場面のみに限定されることなく、市が市民に対して市政情報を積極的に提供していくべきことをも裏付け、広い意味での情報の公開を実施していくことが当然に求められるものである。

特に、市民や事業者が市政情報を取得する場面は、市からの情報提供や情報公表によるものが多いことから、市の広報紙、ホームページ、市民情報コーナー、受付窓口等において、適宜、必要な情報提供や情報公表を行うなど、行政情報の公開請求によらないで、市民が市政情報を容易に入手できる環境を整備することが重要である。

そこで、条例に基づく情報公開制度の運営に当たって、情報公開の総合的な推進の重要性を強調し、条例の目的規定でその旨を明記するとともに、実施機関の責務として、情報提供や情報公表の施策に積極的に努める旨もあわせて条例で明記すべきである。

なお、情報公開の総合的な推進を図るためには、市民が必要とする情報を的確に把握し、適切な時期に必要な情報を市の広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて発信することはもちろん、その内容も市民にとって理解しやすいものとなるよう努める必要がある。

また、市政情報の閲覧、配布等をする場所として本庁及び各支所に設置している市民情報コーナーがより市民に利用しやすい場所となるよう努め、情報公開制度の総合案内窓口としての機能を充実させることも重要となろう。

さらに、当審査会が平成21年12月28日付けで審議会等の会議の公開等について市長に答申したとおり、市の施策の意思形成過程に重要な役割を担っている審議会等の会議の公開性を向上させることは、市政の諸活動を市民に説明する観点から非常に重要なものであることから、審議会等の会議の公開、議事録の公表等に積極的に努めることも、情報公開の総合的な推進を図る上では重要であることについても強く認識すべきである。

答申内容

情報公開制度の適正な運用について職員の意識の啓発及び向上を図るため、実施機関を挙げて研修、説明会等の実施に取り組む姿勢を条例で明記してもよいと考える。

【関係規定】

- ・ 条例 第3条（実施機関の責務）

【答申の考え方】

情報公開制度の運営に当たっては、当然のことながら、公開請求の対象となる行政情報が適正に管理されている必要がある。

市における行政情報の管理のルールは、伊勢崎市文書管理規則（平成21年伊勢崎市規則第17号）等に定められているが、情報公開制度を適正かつ円滑に運営するためには、職員一人ひとりが文書管理の重要性を認識し、定められたルールに従い、公開請求の対象となる行政情報の適正な管理に努めなければならない。

そこで、これまでの市の対応として、行政情報の管理体制を整備し、適宜、職員に対して研修、説明会等を実施するなど、組織的に行政情報の適正な維持管理に努めてきたとのことである。

情報公開制度の運用に当たって、原則公開の趣旨の徹底と公開請求の対象となる行政情報の適正な維持管理を実施機関全体の課題として取り組んでいくためには、情報公開制度に関する正しい知識の付与、意識の向上等を実現するための研修、説明会等を職種や職層を問わず、実施機関の全職員に対して繰り返し実施していくことが重要である。

職員に対して、情報公開制度の解釈及び運用に当たって必要な研修、説明会等を実施することは至極当然のことではあるが、制度の適正な運用について職員の意識の啓発及び向上を図るとともに、情報公開制度についての職員の正しい認識と理解を深めるため、実施機関を挙げて研修、説明会等の実施に取り組む姿勢を条例で明記することを検討してもよいと考える。

答申内容

公開請求の対象となる行政情報を「組織共用文書」とするとともに、合併前に作成し、又は取得した行政情報も公開請求の対象とすべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第2条第2号（定義）、第25条（行政情報の任意的公開）
附則第2項～第5項（適用・承継行政情報の任意的公開）

【答申の考え方】

現行条例において公開請求の対象としている行政情報には、形式的に決裁、供覧等の手続が終了したもの及び条例の施行日（平成17年1月1日）以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものという要件があり、請求者にとって真に必要な情報が入手できるとは言いがたいといえることから、これらの要件を次のとおり見直すべきである。

(1) 決裁、供覧等の手続要件

市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすためには、決裁、供覧等の手続の終了していない行政情報やこれらの事務手続を要するものに限定せず、可能な限り広い範囲の行政情報を対象とすることが望ましいといえる。

しかし、職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料など、実施機関の組織において事務遂行上必要といえないものまでも対象とすることは、情報公開制度の的確な運用が困難となるおそれもあることから適当ではない。

そこで、公開請求の対象となる行政情報の定義を行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）や公文書等の管理に関する法律と同様に、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（組織共用文書）に改め、公開請求の対象となる行政情報の範囲を拡大すべきである。

(2) 時限的範囲

現行条例では、合併前の伊勢崎市、赤堀町、東村及び境町並びに解散前の伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合及び伊勢崎佐波医療事務市町村組合から承継された行政情報は公開請求の対象とせず、任意的公開の申出として対応している。

しかし、行政情報の作成及び取得の時期は、公開請求の時点では必ずしも明確でない場合もあり、その時期によって公開請求の根拠、公開請求書等の様式が異なることは、市民にとって分かりにくいものといえる。

また、条例の施行日前の行政情報の目録も整備されてきていることやこれまでの情報公開制度の運用状況を勘案すると、行政情報の時限的範囲を廃止しても支障はないと認められる。

そこで、公開請求の対象となる行政情報の時限的範囲を廃止すべきである。

答申内容

請求権者は、「広義の市民」を維持することが妥当であるが、「利害関係者」が請求することのできる行政情報を当該利害関係に係るものに限定しないことが適当である。

【関係規定】

- ・ 条例 第5条（行政情報の公開を請求できるもの）、第25条（行政情報の任意的公開）

【答申の考え方】

現行条例では、公開請求をすることができるものを次に掲げるいわゆる「広義の市民」としている。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 市の行政に直接的な利害関係を有するもの（利害関係に係る行政情報に限る。）

一方、請求権者以外の者に対しては、公開請求に準じた基準、手続等による任意的公開の申出として対応することになるが、実施機関に公開の義務を課すものではないことから、その回答は行政処分の性格を持たず、不服申立て及び訴訟の対象とはならない。

これは、条例の目的が市民参加の市政運営を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深めることにより、開かれた市政を実現することであるため、請求権という法的な権利として保障するのも市民に限定すべきであるという考え方に基づいている。

条例に基づく情報公開制度の目的からすると、市が説明責任を負うべきは第一義的には市政を信託した市民に対してであり、請求権者を「何人も」として、他の地方公共団体の住民や日本以外の国に居住する者にまで一律に請求権を認め、さらには不服申立てや訴訟に係る費用を負担していくことについては、その妥当性に疑問が残るところである。

したがって、請求権者については、現行条例のとおり、「広義の市民」を維持することが妥当であると考えられるものであり、請求権者を「何人も」とすることについては、今後の情報公開制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討すべき課題となる。

しかしながら、市政の諸活動の多様化及び広域化は著しく、それに伴って生じる利害関係も複雑なものとなってきていることを考慮すれば、請求権者のうち「利害関係者」の要件については、厳格な意味での利害関係に限定して考えることは相当ではなく、可能な限り広く解することが適当であり、「利害関係者」が請求することのできる行政情報については、当該利害関係に係るものに限定しないことが適当である。

答申内容

請求者の利便性を考慮し、ファクシミリ、電子メール等の通信手段による公開請求についても、今後さらなる検討を進め、必要な条件整備に努めるべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第6条第1項（公開請求の手続）
- ・ 規則 第3条（公開請求書）

【答申の考え方】

条例は、行政情報の公開に関して市と市民との間における権利義務関係を定めたものであり、請求権の行使という重要な法的関係の内容を明確にするため、行政情報の公開請求は、公開請求書を提出して行わなければならないものとしている。

公開請求書の提出方法としては、市民情報コーナーにおける提出のほか、請求者の便宜を考慮し、公開請求書への記載事項が満たされているときは、郵送等による公開請求も認められている。

公開請求の手段の多様化を図ることにより請求者の利便性を向上させ、市民が利用しやすい制度を構築することは、市民にとって非常に有益なものである。

そこで、近年の情報化の進展状況等を勘案すると、ファクシミリ、電子メール等の通信手段による公開請求の方法を検討する必要もある。

しかしながら、ファクシミリ、電子メール等の通信手段による公開請求については、機器の整備、到達の確認方法や誤送信等の技術的な問題等があることも否定できないところであり、今後さらなる検討を進め、必要な条件整備に努めるべきである。

答申内容

公開請求書の記載内容から公開請求の対象となる行政情報の特定が困難であると認めるときには補正を求めることができる旨を条例で規定すべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第6条（公開請求の手続）

【答申の考え方】

現行条例では、公開請求する場合は、公開請求書に公開請求をしようとするものの氏名及び住所、公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項等を記載することとしている。

一般に、市民は、市がどのように行政情報を作成し、管理しているか分からない場合が多いことから、通常、公開請求の受付の際に担当職員と知りたい情報などを相談しながら「行政情報を特定するために必要な事項」を公開請求書に記載している。

しかし、郵送等による公開請求書の提出の場合など、提出された公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることになる。

現状の運用では、補正の対象となる事項として、単に氏名、住所などの記載漏れのような狭い意味での形式上の不備だけでなく、公開請求の対象となる行政情報の特定が不十分な場合のように、広い意味での形式上の不備も含まれている。これは、公開請求書の記載事項だけでは行政情報の特定が不十分な場合は、請求者の意図するものが公開されない場合もあり、結果として請求者の負担が大きくなってしまうための措置である。

また、本答申において、公開請求の対象となる行政情報の範囲を拡大することに伴い、行政情報の作成又は取得の時期がある程度特定されないと、実施機関の職員による行政情報の検索に時間を要してしまうおそれもある。

そこで、行政情報の特定が不十分な場合には、市の機関が補正を求める場合があることを明らかにするため、公開請求書の記載内容から対象とする行政情報の特定が困難であると認めるときには補正を求めることができる旨を条例で規定すべきである。

答申内容

行政情報の公開の日時及び場所は、請求者と調整して指定するよう努め、期日を経過した場合は当該行政情報の原状回復を図るべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第 15 条（公開の方法）

【答申の考え方】

現行条例では、行政情報の公開は、公開決定等の通知書により実施機関が指定する日時及び場所において行うこととしている。

現状の運用では、実施機関の都合により一方的に公開の日時及び場所を指定するのではなく、請求者の都合等を配慮し、行政情報の公開の日時及び場所を請求者と事前に調整していることから、その旨を条例で明記してもよいと考える。

なお、過去の運用において、請求者と公開を実施する日時及び場所の調整をしようとしたが連絡が取れないため、やむなく実施機関が公開を実施する日時及び場所を指定して通知したにもかかわらず、公開の実施に応じない請求者や突然来庁して閲覧したいと申し出された事例もあったとのことである。

そこで、現行条例では、行政情報の公開を実施する期限について特に定めはないが、このような事態が発生した場合には、行政情報の管理に支障をきたすため、期日を経過した場合は、請求者に催告の上、行政情報の公開を実施したものとみなして当該行政情報の原状回復を図る必要がある。

答申内容

電磁的記録による行政情報の公開は、その種別、情報化の進展状況等を勘案しながら、公開の費用を含めて今後さらに検討を進めていく必要がある。

【関係規定】

- ・ 条例 第 15 条第 2 項（公開の方法）
- ・ 規則 第 9 条（電磁的記録の公開の方法）

【答申の考え方】

本市では、公開請求のあった行政情報を公開するに当たり、パソコン等で処理されているものについては、紙に出力したもの、又は全部公開の場合のみ電磁的記録の視聴としている。

電磁的記録の公開方法については、再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的及び専門的な観点からの検討を行う必要があるが、今後、これらの状況を考慮しながら、公開の費用を含めて検討していく必要がある。

答申内容

手数料の徴収については、現状の考え方を維持しつつも、請求者から手数料を徴収する制度の導入を検討すべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第 16 条（費用の負担）、条例第 29 条（法令等との調整等）
- ・ 規則 第 11 条（行政情報の写しの作成及び送付に要する費用）、第 12 条（費用の減免）

【答申の考え方】

(1) 現状の課題への対応

現行条例では、法令等の規定により閲覧のみ可能な行政情報は、他の方法（写しの交付など）による公開を請求することが可能であるが、近年、この制度を利用し、商業的目的のための利用と思われる大量請求が頻繁に行われている。

情報公開制度の目的は「行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たす」ことであり、法令等により認められた閲覧制度と情報公開制度の目的、趣旨等との整合性をどのようにして図っていくかが制度運用上の課題となっている。

このような請求は、行政情報の特定、マスキング、写しの作成等に要する職員の負担が過大であり、本市のみならず、他の自治体においても課題となっているが、情報公開制度の性格上からも、これまでの運用状況からも、商業的目的と思われる公開請求であっても、これを一律に否定することはできないものとする。

また、条例の目的、趣旨等に明らかに合致しないと思われる一部の公開請求に対処するため、請求権そのものに制限を加えたりすることは、情報公開制度の基本原則にまで影響が生ずることになるため、避けるべきである。

ここで留意すべき点は、情報公開制度の運営に当たっては、莫大な税金が投入されているが、それは、市民参加による市政運営の維持に必要な経費として受け入れられるべきものとして、現行条例では行政情報の公開に当たって手数料を徴収しておらず、行政情報の写しの作成及び郵送等に要する実費相当額についてのみ、請求者に負担を求めているということである。

確かに、商業的目的のための利用と思われる行政情報の公開請求により、実施機関の日常事務の遂行に重大な影響が及ぼされているということは、情報公開制度の運用状況報告からも理解することはできる。また、市民の一般的な感覚からしても、必ずしも許容できないような事態が進行しつつあることも否定できない。しかも、大量請求になると、人的にも経費的にも多大な負担が生じることとなり、情報公開制度の適正な運用にも支障をきたすこととなる。

そこで、情報公開制度の目的、趣旨等に合致しない商業的目的のための利用と思われる公開請求への対応に税金を投入することは、制度へのただ乗りを許すものというべきであり、このような場合には、受益者負担の観点から、公開に要する事務コストを原則として請求者に負担させることが可能な手数料徴収制度を導入する方向で検討を進める必要があると考える。

(2) 手数料の徴収に当たっての考え方

手数料の徴収については、国のようにすべての請求者から公開請求手数料及び公開実施手数料を２段階で徴収する方法がある。

しかしながら、請求者から一律に手数料を徴収することは、利用しやすい制度を推進し、市政への積極的な市民参加を促す上でその趣旨を異にするものであるし、現行条例における情報公開制度の基本原則を転換するものとなり、市民と行政との情報の共有を図る観点からも、さらに検討を要する方法であるといえる。

また、許可、認可、確認等の届出に関する特定の行政情報を公開する場合に限り、手数料を徴収する自治体もある。あらかじめ定められた特定の行政情報を公開する場合に限り手数料を徴収することは、現状の情報公開制度の基本原則を維持しつつも、一定の条件のもとに受益者負担の考えを採用することが可能である。ただし、この方法により手数料を徴収する場合は、請求者から一律に手数料を徴収する場合は異なり、請求者の費用負担の公平性についても検討する余地が残るものであり、手数料を徴収することとなる行政情報を定める場合は、その妥当性を客観的に検証するとともに、当該行政情報の範囲の拡大を極力避ける必要がある。

さらに、許可、認可、確認等の届出に係る当事者や利害関係人からの公開請求など、情報公開制度の目的、趣旨等に合致すると認められる場合には、何らかの減免措置を講ずることも検討すべきであろう。

いずれの方法を採用するにしても、情報公開制度に関する事務は、特定の人に対するものであり、情報公開制度の目的、趣旨等に合致しないと認められる場合には、市民からの租税で負担するのではなく、受益者負担の観点から、公開請求に要する事務（受付事務、行政情報の探索事務、審査事務、公開決定等の通知書等の作成事務、公開を実施する行政情報の作成等）の経費の一部を請求者が負担するという考え方にもそれなりの合理性が認められる。

(3) 手数料の額

手数料の額については、請求権の行使に支障が生じないような合理的な範囲内で設定するように配慮すべきである。

また、手数料の徴収に当たっては、１枚の公開請求書によって大量の請求がなされる場合もあり、請求件数の捉え方について、実務上の問題が生じることも考えられるため、国、他の自治体等の考え方を参考に合理的な範囲内で可能な限り明確となる基準についても併せて検討すべきである。

答申内容

不服申立てがあった場合に情報公開審査会に諮問するまでの期限、及び答申されてから不服申立てに対する裁決又は決定を行うまでの期限を条例で明記すべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第 17 条（審査会への諮問等）

【答申の考え方】

現行条例では、公開決定等に対する不服申立てがあった場合において、諮問庁等は、遅滞なく情報公開審査会に諮問しなければならないとし、答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならないとしている。

現状の運用では、不服申立てがなされてからその決定に至るまでの期間は概ね5か月から6か月程度の期間を要している。

市民の権利を救済する観点から、不服申立てに対する裁決又は決定はできるだけ速やかに行う必要があるため、不服申立てがなされてから情報公開審査会に諮問するまでの期限、及び答申されてから不服申立てに対する裁決又は決定を行うまでの期限を具意的に条例で明記すべきである。

なお、情報公開審査会における調査審議の期間については、事案によって争点が複雑な場合も想定されることから、諮問を受けてから答申までの具体的な期限を設けることは適当ではないと考えるが、今後、調査審議の方法を検討し、できるだけ速やかに答申することができるよう努めていきたい。

答申内容

情報公開審査会の役割を具体的に条例で明記するとともに、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合することも検討する必要がある。

【関係規定】

- ・条例 第20条（設置等）、第21条（審査会の委員の委嘱等）

【答申の考え方】

(1) 情報公開審査会の役割

現行条例では、情報公開審査会の役割は、「不服申立てに係る事件について調査審議を行う」ほか、「情報公開制度の運営に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて、審議し答申するほか、意見を述べる」こととしているが、今回の見直しにより、総合的な情報公開の推進に係る施策を積極的に実施していくことを踏まえ、これに当審査会も積極的に関与していく必要があると考える。

そこで、情報公開審査会の役割を明確化し、主に次に掲げる事項を条例で明記すべきである。

ア 不服申立てに係る事件について調査審議し、答申すること。

イ 次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて、審議し答申するほか、意見を述べること。

- ・情報公開条例、同条例施行規則等の制定改廃に関すること。
- ・情報公表施策に関すること。
- ・情報提供施策に関すること。
- ・行政情報の管理に関すること。
- ・情報公開制度の運営に関する重要事項に関すること。

(2) 情報公開審査会の組織

現行条例では、情報公開審査会は「情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する」こととしている。

情報公開審査会における審議では、制度の専門的な知見だけでなく、市民の視点から意見を述べることも求められていることから、委員の要件として、「情報公開制度に関して優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者」とすることが適当である。

また、情報公開制度と個人情報保護制度は密接な関連を有していることから、情報公開審査会と個人情報保護審査会の審議内容の充実を図り、審査会としての機能強化、効率かつ効果的な審査会の運営、組織の簡素化を図る観点から、両審査会を統合することについても検討すべきである。

答申内容

個人情報に記載されている特定の行政情報については、個人に関する情報を保護する観点から、条例の適用除外とすべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第 26 条（法令等との調整等）

【答申の考え方】

法令等の規定により閲覧のみをすることのできる行政情報は、条例第 26 条第 1 項の規定により、その他の方法（写しの交付など）による公開を請求することができる。

しかし、対象となる行政情報の中には個人情報が多く記載されているものもあることから、個人情報の保護の観点から十分配慮する必要がある。

そこで、法令等の規定により閲覧のみをすることのできる行政情報のうち、個人に関する情報を保護するため必要と認められるもの（選挙人名簿、在外選挙人名簿等）については、条例の適用除外とすべきである。

伊総発第 1 3 6 号
平成 2 1 年 1 1 月 9 日

伊勢崎市情報公開審査会
会長 吉田 京子 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆
(総務部総務課情報公開係)

情報公開制度の見直しについて (諮問)

このことについて、伊勢崎市情報公開条例 (平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 7 号) 第 2 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

なお、市民の多様な意見を反映する機会を確保するため、貴審査会における審議の過程において、伊勢崎市市民参加条例 (平成 1 8 年伊勢崎市条例第 1 5 号) 第 6 条第 2 号に規定するパブリックコメント手続の実施など、市民参加に係る手続を実施したいと考えていますので御配慮ください。

記

1 諮問事項

- (1) 情報公開制度の基本的なあり方
- (2) 伊勢崎市情報公開条例において改正すべき事項

2 諮問の趣旨

伊勢崎市情報公開条例の全面的な改正を行ってから 3 年が経過し、その間、市民の情報公開制度に対する関心も高まっており、行政情報の公開請求の内容、市民の制度運用に対する要望等も多様化してきています。その中で、本来の目的にそぐわない形で情報公開制度が利用される事例も目立つようになってきました。

このような状況において、これまで同条例の規定に基づき、市民からの行政情報の公開請求に対して適切に対応するとともに、公開請求の対象となる行政情報の管理の徹底を図ってきましたが、今後、市民と行政との協働によるまちづくりの推進に情報公開制度がより効果的に寄与するものとして、的確に機能することが求められます。

また、公文書等の管理に関する法律 (平成 2 1 法律第 6 6 号) が平成 2 1 年 7 月 1 日に公布され、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。

そこで、本市の情報公開制度が市民に分かりやすく、利用しやすいものとして運用することができるよう、そのあり方について、これまでの同制度の運用状況、運用上の課題等を踏まえ、専門的かつ幅広い見地から貴審査会の意見を求めるものです。

パブリックコメント手続の結果の概要

情報公開制度の見直し案に関するパブリックコメント手続を平成21年12月18日から平成22年1月20日まで実施し、意見募集資料に記載されている10項目のうち5項目について、6名の方から延べ13件のご意見やご提案が次のとおり寄せられました。

1 「① 総合的な情報公開の推進」についての意見等

番号	意見等の要旨
1	東館中2階に移転した市民情報コーナーは、資料も整理されていて非常によい場所だと思います。今回の見直しの案にも記載されていましたが、市役所の情報をもっと集約して市民情報コーナーを便利な場所にしてください。
2	情報公開請求をしなくても、知りたい情報を手に入れることができるよう、広報いせさきや市のホームページの充実などに努めていただきたい。
3	審議会の会議の公開に一切触れられていません。今回の見直しの基本的な考え方の一つに「説明責任の徹底」があります。市の意思決定に重要な役割を持つ審議会の会議の公開を情報公開の一環として位置付け、積極的に推進したらどうでしょうか。

2 「② 公開請求の対象となる行政情報の範囲」についての意見等

番号	意見等の要旨
1	公開請求の対象となる行政情報の範囲を拡大することは、大変よいことだと思います。
2	文書管理はしっかりなされているのか。

3 「③ 請求権者の範囲」についての意見等

番号	意見等の要旨
1	請求権者は、なぜ「何人も」としないのか。利用しやすい制度を目指すのであれば請求権を制限すべきではない。

4 「④ ファクシミリ、電子メール等による公開請求」についての意見等

番号	意見等の要旨
1	ファクシミリや電子メールの普及状況から、これらの方法による公開請求を取り入れると便利だと思います。

5 「⑦ 手数料」についての意見等

番号	意見等の要旨
1	原則は、これまで通り手数料は無料となるようにしていただきたい。
2	商業的目的の公開請求の場合に手数料を徴収するのは分かるが、判断は恣意的にならないようにしてほしい。
3	情報公開制度の趣旨を逸脱した利用を抑制するため、ある程度の手数料を徴収することは仕方ないことだと思う。
4	知る権利を阻害することになる手数料は徴収すべきではない。頻繁に請求があるのであれば、情報公開制度とは別の制度で対応すべきではないか。

6 「その他」の意見等

番号	意見等の要旨
1	<p>不服申立てを受けた後、決定をするまでに5～6ヶ月程度かかっているようです。</p> <p>審査会の審議に時間を要するのは仕方ないことだと思うが、できるだけ早く決定することができるよう、審査会への諮問を「遅滞なく」ではなく具体的な期間として定めるべきではないか。</p>
2	情報公開制度や文書管理の重要性について職員に周知徹底していただきたい。

※ 答申内容に関連する部分に下線が引いてある。

○ 伊勢崎市情報公開条例

平成 17 年 1 月 1 日
条例第 17 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 行政情報の公開（第 5 条—第 16 条）
- 第 3 章 不服申立て等
 - 第 1 節 諮問等（第 17 条—第 19 条）
 - 第 2 節 伊勢崎市情報公開審査会（第 20 条・第 21 条）
 - 第 3 節 審査会の調査審議の手續等（第 22 条—第 24 条）
- 第 4 章 行政情報の任意的公開（第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 32 条）
- 第 6 章 罰則（第 33 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真及びマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関において定めている決裁、供覧その他これらに準ずる手續が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公開 閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、行政情報の公開を請求する市民の権利が保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

- 2 実施機関は、行政情報を公開するに当たっては、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に則し、適正な請求を行うとともに、行政情報の公開により得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政情報の公開

(行政情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政情報（第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政情報に限る。）の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政に直接的な利害関係を有するもの

(公開請求の手続)

第6条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「情報公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 公開請求をしようとするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、情報公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下この条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報
- (2) 実施機関が法律又はこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報
- (3) 市の機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、

他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活若しくは財産の保護又は犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 個人に関する情報（法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、当該情報が次に掲げる情報であるときを除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(6) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げる情報。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報

(7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報

2 実施機関は、前項に規定する非公開情報であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったものは、これを公開しなければならない。

(部分公開)

第8条 公開請求に係る行政情報の一部に前条第1項各号に規定する非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、実施機関は、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いて公開することが制度の趣旨に合致しないと認めるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る行政情報に前条第1項第5号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（第7条第1項第1号及び第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

(行政情報の存否に関する取扱い)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、請求者に対し、その旨並びに公開を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）は、実施機関は、公開をしない旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 公開決定又は前条第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、45日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、延長する理由及び期間を通知しなければならない。

3 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき、当該期間内に公開決定等をし、残りの行政情報については、相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政情報について公開決定等を行う期限

(事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る行政情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る行政情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外のもの(以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1項第5号イ又は第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められる

とき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の方法）

第15条 行政情報の公開は、実施機関が第11条第1項の規定による通知により、指定する日時及び場所において行うものとする。

2 行政情報の公開は、文書及び図画については閲覧若しくは視聴又は写しの交付とし、請求者の求める方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、公開請求に係る行政情報を直接公開することにより、当該行政情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該行政情報の写しにより公開することができる。

（費用の負担）

第16条 公開請求に係る手数料は、無料とする。ただし、公開請求により行政情報の写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。

第3章 不服申立て等

第1節 諮問等

（審査会への諮問等）

第17条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき審査庁又は処分庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく伊勢崎市情報公開審査会に諮問（議会にあつては意見を聴取）しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に

対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(諮問した旨の通知)

第18条 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 伊勢崎市情報公開審査会

(設置等)

第20条 第17条第1項に規定する諮問に応じて、不服申立てについて調査審議するため、伊勢崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて、審議し答申するほか、意見を述べることができる。
- 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付（当該諮問が第17条第1項の規定によるものである場合に限る。）するとともに、答申の内容を公表するものとする。
- 4 第1項の調査審議を行う会議は、公開しない。

(審査会の委員の委嘱等)

第21条 審査会は、情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3節 審査会の調査審議の手続等

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る行政情報の提出

を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る行政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（審査会における事件の取扱い）

第23条 審査会は、不服申立人等から申立てがあり、審査会がその必要性を認めたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

- 2 前項の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。
- 3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 審査会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、不服申立人、参加人及び諮問庁（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するものとする。
- 5 不服申立人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（前条第1項に規定する行政情報を除く。）の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。
- 6 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
- 7 第5項の規定による閲覧等の費用については、第16条の規定を準用する。

（規則への委任）

第24条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 行政情報の任意的公開

（行政情報の任意的公開）

第25条 実施機関は、第5条に規定する公開請求をすることができるもの以外のものから行政情報の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めなければならない。

- 2 前項の規定による行政情報の公開（以下「行政情報の任意的公開」という。）を希望するのは、別に定める書面により申し出るものとする。

- 3 行政情報の任意的公開の申出に係る手数料等については、第16条の規定を準用する。

第5章 雑則

(行政情報の適正な管理等)

第26条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する必要な事項を定め、これに基づき、行政情報を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、迅速かつ容易に行政情報を検索することができるよう、前項の規定により管理する行政情報の目録その他の資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表等)

第27条 市長は、毎年度1回この条例による行政情報の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、この条例による行政情報の公開等の実施に関し、報告を求め、又は助言をすることができる。

(情報公開の総合的な推進)

第28条 実施機関は、この条例に定める行政情報の公開のほか、情報の提供その他情報公開に関する施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(法令等との調整等)

第29条 実施機関は、法令、他の条例、規則、規程等（以下この条において「法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る行政情報が第15条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政情報については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例は、伊勢崎市図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものについては、適用しない。
- 4 この条例は、官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、適用しない。

(出資等法人の情報公開)

第30条 市が出資その他財政支出等を行う法人であつて、規則で定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報（次条第1項に該当する情報を除く。）の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第31条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、公の施設の管理に関する情報の公開に努めるものとする。

2 第5条に規定する公開請求をすることができるものは、指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）に対し、前項の情報に係る文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）について、公開請求をすることができる。

3 指定実施機関は、前項の文書等であって実施機関が保有していないものに関し、同項の公開請求があったときは、指定管理者に対し、当該文書等を提出するよう求めるものとする。

4 前項の規定により指定管理者が提出した文書等は、行政情報とみなし、この条例を適用する。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第33条 第21条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の伊勢崎市、赤堀町、東村及び境町並びに解散前の伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合及び伊勢崎佐波医療事務市町村組合から承継された行政情報（以下「承継行政情報」という。）については、適用しない。

(承継行政情報の任意的公開)

4 実施機関は、承継行政情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

5 承継行政情報の公開については、第25条の規定を準用する。

(経過措置)

6 施行日の前日までに、合併前の伊勢崎市情報公開条例（平成9年伊勢崎市条例第26号）、赤堀町情報公開条例（平成13年赤堀町条例第1号）、東村情報公開条例（平成13年東村条

例第7号)又は境町情報公開条例(平成13年境町条例第2号)の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の伊勢崎市情報公開条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定による行政情報の公開の請求は、この条例による改正後の伊勢崎市情報公開条例(以下「新条例」という。)第6条第1項の規定による行政情報の公開の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第25条の規定による行政情報の公開の申出は、新条例第25条の規定による行政情報の公開の申出とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、旧条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 新条例第33条に規定する罰則は、施行日以後にした行為に対して適用する。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

※ 答申内容に関連する部分に下線が引いてある。

○ 伊勢崎市情報公開条例施行規則

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公開請求書)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公開請求をしようとする者の区分及び連絡先の電話番号
- (2) 公開請求に係る行政情報の公開方法の区分
- (3) 条例第 5 条第 5 号の規定により市の行政に直接的な利害関係を有するものが公開請求をしようとする場合にあつては、その利害関係の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 6 条第 1 項の情報公開請求書は、行政情報公開請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(行政情報公開決定通知書等)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政情報の全部を公開する旨の決定 行政情報公開決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 行政情報の一部を公開する旨の決定 行政情報部分公開決定通知書（様式第 3 号）
- (3) 行政情報の全部を公開しない旨の決定
 - ア イからエまでに掲げる以外るとき 行政情報非公開決定通知書（様式第 4 号）
 - イ 条例第 10 条の規定により公開請求を拒否するとき 行政情報の存否を明らかにしない決定通知書（様式第 5 号）
 - ウ 行政情報を保有していないとき 行政情報不存在決定通知書（様式第 6 号）
 - エ 条例第 6 条第 2 項の規定により求めた補正に請求者が正当な理由なく応じないとき、又は公開請求に係る行政情報が公開請求をすることができないものであるとき 行政情報公開請求拒否通知書（様式第 7 号）

(公開決定等の期間の延長)

第 5 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間延長通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 条例第 12 条第 3 項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間延長特例通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第13条第1項の規定による通知は、行政情報の公開請求に係る事案移送通知書（様式第10号）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第7条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る行政情報に記録されている第三者に関する情報の内容並びに当該行政情報の件名又は内容
- (3) 照会する理由
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項及び第2項の規定による通知は、行政情報の公開に係る意見照会書（様式第11号）により行うものとする。

3 条例第14条第1項及び第2項の意見書は、行政情報の公開に係る意見回答書（様式第12号）によるものとする。

4 条例第14条第3項の規定による通知は、意見書提出に係る行政情報を公開決定した旨の通知書（様式第13号）により行うものとする。

（行政情報の閲覧の方法等）

第8条 行政情報を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政情報を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者に対し、行政情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（電磁的記録の公開の方法）

第9条 条例第15条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 電磁的記録で、用紙に出力することができるもの 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 視聴

2 前項第2号の規定は、行政情報の全部を公開する場合のみ適用するものとする。

（行政情報の写しの交付部数）

第10条 行政情報の公開を行う場合において、当該行政情報の写しを交付するときの交付部数は、行政情報1件につき1部とする。

（行政情報の写しの作成及び送付に要する費用）

第11条 条例第16条第1項ただし書の規定による行政情報の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第1項ただし書の規定による行政情報の写しの送付に要する費用は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による発送に要する料金に相当する額とする。

3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(費用の減免)

第12条 条例第16条第2項の規定による費用の全部又は一部の免除は、次の各号のいずれかに該当する者が行政情報の写しの交付を受ける場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) その他市長が必要と認めた者

2 前項の規定により費用の全部又は一部の免除を受けようとする者は、行政情報の公開請求に係る費用減免申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第13条 条例第18条の規定による通知は、伊勢崎市情報公開審査会諮問通知書（様式第15号）により行うものとする。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知)

第14条 条例第19条において準用する条例第14条第3項の規定による通知は、不服申立てに対する裁決（決定）に基づく行政情報を公開決定した旨の通知書（様式第16号）により行うものとする。

(審査会提出意見書等の閲覧等)

第15条 条例第23条第5項の規定による閲覧又は写しの交付の請求は、意見書又は資料の内容その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 伊勢崎市情報公開審査会は、前項の規定による請求がなされたときは、速やかに当該請求に係る諾否を決定し、当該決定等の内容を書面により通知するものとする。

(行政情報の任意的公開の申出)

第16条 条例第25条第2項の規定による申出は、行政情報任意的公開申出書（様式第17号）により行うものとする

2 前項の申出に対する回答は、行政情報任意的公開回答書（様式第18号）により行うものとする。

(実施状況の公表)

第17条 条例第27条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項を告示して行うものとする。

- (1) 公開請求件数
- (2) 公開決定等件数
- (3) 不服申立ての件数及びその処理状況
- (4) その他必要な事項

(出資等法人の情報公開)

第18条 条例第30条第1項の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会
- (2) 伊勢崎市土地開発公社
- (3) 財団法人伊勢崎市公共施設管理公社

- (4) 財団法人伊勢崎市体育協会
- (5) 財団法人さかい人づくりまちづくり基金財団

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢崎市情報公開条例施行規則（平成10年伊勢崎市規則第6号）、赤堀町情報公開条例施行規則（平成13年赤堀町規則第14号）、東村情報公開条例施行規則（平成13年東村規則第10号）又は境町情報公開条例施行規則（平成13年境町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の伊勢崎市情報公開条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている請求書その他の書類は、この規則による改正後の伊勢崎市個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行の日の前日までに旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の伊勢崎市情報公開条例施行規則の様式により提出されている行政情報任意的公開申出書は、この規則による改正後の伊勢崎市情報公

開条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区分		金額
乾式の複写機による 写しの作成	日本工業規格A列4番の大きさま での用紙のもの	白黒複写1枚につき 10円
		カラー複写1枚につき 50円
	日本工業規格A列4番の大きさを 超え、日本工業規格A列3番の大 きさまでの用紙のもの	白黒複写1枚につき 10円
		カラー複写1枚につき 100円
プリンタによる出力	日本工業規格A列4番の大きさま での用紙のもの	白黒出力1枚につき 10円
		カラー出力1枚につき 50円
	日本工業規格A列4番の大きさを 超え、日本工業規格A列3番の大 きさまでの用紙のもの	白黒出力1枚につき 10円
		カラー出力1枚につき 100円
業務委託による写しの作成		当該業務委託で定める額
その他行政情報の性質に応じて複写する場合における 当該複写したものの作成		当該複写したものの作成に要する 費用に相当する額として実施機関 が定める額

備考 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。

様式 省 略